

事業主への助成金の支給内容

A 職場体験受入助成金

- 職場体験を受け入れた場合、その実施日数に応じて受入人数1人あたり以下の額を支給します。

5日以上8日以下	20,000円
9日以上12日以下	50,000円
13日以上16日以下	80,000円
17日以上	<u>100,000円</u>

B 正規雇用奨励金

- 職場体験終了後に正規雇用として雇い入れた場合 → 100万円
- ※ 正規雇用奨励金は、正規雇用後6か月の定着と、さらにその後6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

職場体験の流れ

1 事業主団体等による職場体験受入事業主の開拓

- ・ 事業主団体・(財)産業雇用安定センター等において各事業主へ事業を周知し職場体験受入れの依頼を行います。

2 職場体験受入事業主の選定

- ・ 事業主団体等の推薦にもとづき、(財)産業雇用安定センターが職場体験受入事業主を選定。

3 職場体験参加者の募集

- ・ ハローワークにおいて事業の対象となりうる求職者の方に積極的な参加を呼びかけます。

4 職場体験の設定

- ・ 受入事業主において(財)産業雇用安定センターと協議しながら、具体的な日程等を設定するとともに、職場体験実施計画書を同センターへ提出します。

5 職場体験の実施

- ・ 職場体験実施期間中の相談については(財)産業雇用安定センターが対応いたします。

6 職場体験終了

- ・ 終了後、職場体験受入助成金について支給申請を(財)産業雇用安定センターへ行います。

7 ハローワークにおける相談

- ・ ハローワークにおいて職場体験参加者の正規雇用による雇入れ等についての相談を実施します。

8 正規雇用

- ・ 6か月定着後に正規雇用奨励金(50万円)について支給申請を、さらに6か月定着後、正規雇用奨励金(50万円)について支給申請を(財)産業雇用安定センターへ行います。

助成金の支給にはその他にも一定の要件がございますので、詳しくは都道府県労働局又はハローワークまでお問い合わせください。

